

情報・システムソサイエティ編集規程

(平成8年3月19日 情報・システムソサイエティ運営委員会制定)

(平成10年10月一部改正)

(平成12年12月11日一部改正)

(平成13年11月8日一部改正)

(平成15年3月17日一部改正)

(平成17年9月9日一部改正)

(平成30年6月25日一部改正)

(2019年3月20日一部改正)

第1章 総 則

第1条 情報・システムソサイエティ誌（以下、ソサイエティ誌と称す）、情報・システム和文論文誌（以下、和文論文誌と称す）、情報・システム英文論文誌（以下、英文論文誌と称す）の編集については、この規程による。

第2条 和文論文誌、英文論文誌は毎月1回発行する。ただし、必要に応じ発行回数を増減できるものとする。

ソサイエティ誌については、年4回程度発行する。

第2章 情報・システムソサイエティ編集会議

第3条 ソサイエティ誌、和文論文誌、英文論文誌に関わる以下の業務を遂行するため、情報・システムソサイエティ編集会議（以下、ソサイエティ編集会議と称す）をおく。

(1) ソサイエティ誌、和文論文誌、英文論文誌の編集作業を統括する。

(2) ソサイエティ誌、和文論文誌、英文論文誌の発行に関わる収支管理、及び宣伝・拡販・改善に関わる業務。

(3) 和文論文誌と英文論文誌における以下の事項の審議を行う。

1. 特集号及び小特集号（以下、特集号と称す）の調整と承認。

2. 論文別刷代免除申請の審査。

3. 編集委員、査読委員等の交代、新任の審議。

4. その他、ソサイエティ誌、和文論文誌、英文論文誌に関する必要業務。

第4条 ソサイエティ編集会議の基に、ソサイエティ誌編集委員会、和文論文誌編集委員会及び英文論文誌編集委員会をおく。

第5条 ソサイエティ編集会議は、情報・システムソサイエティの運営委員会により委嘱されたソサイエティ編集長が主宰し、ソサイエティ誌編集委員長、同幹事、和文論文誌編集委員長、同副委員長、英文論文誌編集委員長、同副委員長、会誌編集委員及び若干名の運営委員会が任命した編集会議委員をもって構成する。

第6条 ソサイエティ編集長の任期は2か年とし、2期引続いて在任しないことを原則とする。

2. ソサイエティ編集長は、ソサイエティ運営委員会の議を経て、ソサイエティ会長が委嘱し、毎年5月総会日に就任する。

3. 編集会議委員の任期は1期2か年とし、原則として重任を妨げない。

4. 編集会議委員は、ソサイエティ編集長が任命し、ソサイエティ運営委員会の議を経て、ソサイエティ会長が委嘱する。

第7条 ソサイエティ編集長は、必要に応じて編集連絡会に情報・システムソサイエティの代表として出席し学会共通の審議事項に参加し、情報交換するものとする。

第3章 ソサイエティ誌編集委員会

第8条 ソサイエティ誌編集委員会は、ソサイエティ誌発行に関わる次の業務を行う。

1. 情報・システムソサイエティ会員に対するソサイエティ誌による以下に示す各種の情報のサービスの提供を行う。

 ニューズレターページの編集，研究会だより，会員の声，会告，会議報告，カレンダー，情報・システム関連の解説や特集，等の編集。

2. ソサイエティ誌を利用した会員の獲得のための宣伝・企画の業務。
3. 会誌の編集委員会との調整及び記事内容の情報交換。

第9条 ソサイエティ誌編集委員会はソサイエティ誌編集委員長，若干名のソサイエティ誌編集幹事，和文論文誌編集副委員長，英文論文誌編集副委員長及び研究会から推薦された編集委員から構成される。

第10条 ソサイエティ誌編集委員長は先任のソサイエティ誌編集委員長が選任し，編集会議の議を経て，ソサイエティ会長が委嘱する。ソサイエティ誌編集幹事及び編集委員は，ソサイエティ誌編集委員長が選定し，編集会議の議を経て，ソサイエティ会長が委嘱する。

2. ソサイエティ誌編集委員長及び編集幹事の任期は2か年とする。
3. ソサイエティ誌編集委員の任期は1期2か年とし，原則として1期を任期とする。
4. ソサイエティ誌編集委員長，編集幹事及び編集委員は毎年5月総会日に就任する。

第4章 和文論文誌編集委員会

第11条 和文論文誌編集委員会は，和文論文の編集に関しての次の業務を行う。

- (1) 研究論文，資料などの査読に関する業務。
- (2) 招待論文，解説論文，特集号などの企画編集に関する業務。
- (3) 和文論文誌の宣伝・拡販に関わる企画・実行に関する業務。

第12条 和文論文誌編集委員会は編集委員長1名，編集副委員長若干名，編集幹事若干名及び編集委員から構成される。

2. 和文論文誌編集委員会は，必要に応じ開催する。
3. 編集委員長及び編集副委員長は和文論文誌編集委員会を主宰するものとする。

第13条 和文論文誌編集委員長は先任の編集委員長が選定し，編集会議の議を経て，本学会会長（以下，会長という）が委嘱する。編集副委員長，編集幹事及び編集委員は編集委員長が選定し，会長が委嘱する。

2. 和文論文誌編集委員長の任期は2か年とする。
3. 編集副委員長及び編集幹事の任期は1か年とし，重任を妨げない。
4. 編集委員の任期は1期2か年とし，原則として2期を任期とする。
5. 和文論文誌編集委員長は，必要に応じて編集連絡会に出席し学会共通の審議事項に参加し，情報交換するものとする。

第14条 和文論文誌編集委員会は，論文特集号及び論文小特集号の企画を積極的に行う。

2. 和文論文誌編集委員会は，特集編集委員会を設置し，特集号発行に必要な業務を行わせることができる。
3. 特集編集委員会委員長（ゲストエディタ）、同幹事、及び同委員は，和文論文誌編集委員会の推薦により，和文論文誌編集委員長が委嘱する。
4. 特集編集委員会委員長並びに委員の任期は，特集号発行日までとする。

第15条 和文論文誌編集委員会は，論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し，データベースに追加すると共に，そのデータベースからの削除を申し出ることができる。

 なお，査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。

2. 査読委員は和文論文誌編集委員会で選出し，会長が委嘱する。
 査読委員の任期は2か年とし，重任を妨げない。
3. 和文論文誌編集委員長，編集副委員長，編集幹事，編集委員及び査読委員は毎年5月総会日に就任する。

第16条 和文論文誌編集委員会は，原則として別に定める『和文論文誌編集委員会内規』によ

り行うものとする。

第5章 英文論文誌編集委員会

- 第17条 英文論文誌編集委員会は、英文論文誌の編集に関しての次の業務を行う。
- (1) 研究論文、資料などの査読に関する業務。
 - (2) 招待論文、解説論文、特集号などの企画編集に関する業務。
 - (3) 英文論文誌の宣伝・拡販に関わる企画・実行に関する業務。
- 第18条 英文論文誌編集委員会は編集委員長1名、編集副委員長若干名及び編集委員から構成される。
2. 英文論文誌編集委員会は、必要に応じ開催する。
 3. 編集副委員長は、原則として専門分野を分担して査読に関する業務を行う。
- 第19条 英文論文誌編集委員長は先任の編集委員長が選任し、編集会議の議を経て、本学会会長（以下、会長という）が委嘱する。編集副委員長及び編集委員は編集委員長が選任し、会長が委嘱する。
2. 英文論文誌編集委員長及び編集副委員長の任期は2か年とする。
 3. 編集委員の任期は1期2か年とし、原則として2期を任期とする。
 4. 英文論文誌編集委員長及び編集副委員長1名は、必要に応じて編集連絡会に出席し学会共通の審議事項に参加し、情報交換するものとする。
 5. 英文論文誌編集委員長及び編集副委員長1名は、ソサイエティ編集会議に出席する。
 6. 英文論文誌編集委員長及び編集副委員長1名は、ソサイエティ運営委員会に出席する。
- 第20条 英文論文誌編集委員会は、論文特集号及び論文小特集号の企画を積極的に行う。
2. 英文論文誌編集委員会は、特集編集委員会を設置し、特集号発行に必要な業務を行わせることができる。
 3. 特集編集委員会委員長（ゲストエディタ）、同副委員長、及び同委員は、英文論文誌編集委員会の推薦により、英文論文誌編集委員長が委嘱する。
 4. 特集編集委員会委員長並びに委員の任期は、特集号発行日までとする。
- 第21条 英文論文誌編集委員会には、英文論文誌の編集に関し、英文論文誌編集委員長の諮問にこたえ、意見を述べ、論文の投稿などの推進を図るために、必要に応じて顧問（アドバイザーコミッティ）を設けることができる。顧問は英文論文誌編集委員長がソサイエティ編集会議と協議して選定し、国内顧問については会長が委嘱し、国外顧問についてはソサイエティ編集委員長が委嘱する。
- 第22条 英文論文誌編集委員会は、論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し、データベースに追加すると共に、そのデータベースからの削除を申し出ることができる。
- なお、査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。
2. 査読委員は英文論文誌編集委員会で選出し、会長が委嘱する。
査読委員の任期は2か年とし、重任を妨げない。
 3. 英文論文誌編集委員長、編集副委員長、編集委員及び査読委員は、毎年5月総会日に就任する。
- 第23条 英文論文誌編集委員会は、原則として別に定める『英文論文誌編集委員会内規』により行うものとする。

(附 則)

この規程は平成8年3月19日から実施する。

本規程の改正は情報・システムソサイエティ運営委員会の承認を受けるものとする。